（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に、「平成三十一年四月」を「令和二年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十二年度	○・○三○
平成二十三年度	○・○二一
平成二十四年度	○・○一四
平成二十五年度	○・○○八
平成二十六年度	○・○○四
平成二十七年度	○・○○三
平成二十八年度	○・○○二
平成二十九年度	○・○○一

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・一四九」を「四・一五七」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万六千四百円」を「八万六千九百円」に改める。

第六十二条の二中「平成三十六年度まで」を「令和六年度まで」に改め、同条第一号中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改め、同条第二号中「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

第六十二条の三から第六十二条の六までの規定中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万千七百円」を「十一万千九百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二八、四〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「五六、九〇〇円」を「五七、二〇〇円」に、「八五、三〇〇円」を「八五、七〇〇円」に、「一一三、八〇〇円」を「一一四、四〇〇円」に、「一四二、三〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一七〇、七〇〇円」を「一七一、六〇〇円」に、「一九九、四〇〇円」を「二〇〇、四〇〇円」に、「二二七、九〇〇円」を「二二九、〇〇〇円」に、「二五六、二〇〇円」を「二五七、五〇〇円」に、「二八四、六〇〇円」を「二八六、〇〇〇円」に、「三一三、一〇〇円」を「三一四、七〇〇円」に、「三四一、七〇〇円」を「三四三、〇〇〇円」に、「三七〇、〇〇〇円」を「三七一、九〇〇円」に、「三九八、四〇〇円」を「四〇〇、四〇〇円」に、「四二六、九〇〇円」を「四二九、〇〇〇円」に、「四五五、四〇〇円」を「四五七、七〇〇円」に、「四八三、八〇〇円」を「四八六、二〇〇円」に、「五一二、三〇〇円」を「五一四、九〇〇円」に、「五四一、〇〇〇円」を「五四三、七〇〇円」に、「五六九、三〇〇円」を「五七二、九〇〇円」に、「六二六、八〇〇円」を「六二九、三〇〇円」に、「六八三、一〇〇円」を「六八六、四〇〇円」に、「七一一、五〇〇円」を「七一五、一〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・八〇五」を「八・八一五」に、「八・二九四」を「八・三〇四」に、「七・八一〇」を「七・八一九」に、「七・三五〇」を「七・三五九」に、「六・九一五」を「六・九二三」に、「六・五〇二」を「六・五一〇」に、「六・一一一」を「六・一一八」に、「五・七四一」を「五・七四七」に、「五・三八九」を「五・三九六」に、「五・〇五六」を「五・〇六二」に、「四・七四〇」を「四・七四七」に、「四・四四六」を「四・四四七」に、「四・四四一」を「四・四五七」を「四・一五七」を「四・一六三」に、「三・八九三」を「三・九〇四」に、「三・六三四」を「三・六三八」に、「三・三九二」を「三・四〇二」に、「三・一六七」を「三・一七六」に、「二・九四六」を「二・九五〇」に、「二・七四〇」を「二・七四四」に、「二・五四五」を「二・五四九」に、「二・三六一」を「二・三六四」に、「二・一八五」を「二・一八九」に、「二・〇一九」を「二・〇二二」に、「一・八六二」を「一・八六五」に、「一・七一三」を「一・七一五」に、「一・五七一」を「一・五七四」に、「一・四三七」を「一・四四〇」に、「一・三一〇」を「一・三一三」に、「一・一九〇」を「一・一九二」に、「一・〇七六」を「一・〇七八」に、「〇・九六七」を「〇・九六九」に、「〇・八六九」を「〇・八七五」に、「〇・七六八」を「〇・七七五」に、「〇・六七五」を「〇・六七七」に、「〇・五八八」を「〇・五九〇」に、「〇・五〇五」を「〇・五〇七」に、「〇・四二七」を「〇・四二八」に、「〇・三五二」を「〇・三五四」に、「〇・三〇〇」を「〇・三〇二」に、「〇・二五〇」を「〇・二五二」に、「〇・二〇二」を「〇・二〇四」に、「〇・一五六」を「〇・一五七」に、「〇・一三九」を「〇・一四〇」に、「〇・一二三」を「〇・一二四」に、「〇・一〇三」を「〇・一〇五」に、「〇・〇八五」を「〇・〇八六」に、「〇・〇六九」を「〇・〇七〇」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五五」に、「〇・〇四二」を「〇・〇四三」に、「〇・〇二九」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇〇八」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十九年度	○・○○一

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表第四十三条の項中「平成三十八年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

第二十七条第一項中「一・二六九〇九一」を「一・二七一八一」に、「一・二六八一八二」を「一・二七〇九〇九」に、「一・二五八一八二」を「一・二五一八一八」に、「一・二四三六三六」を「一・二四九〇九一」に、「一・二三八一八二」を「一・二四〇九〇九」に、「一・二一四五四五」を「一・二一六三六四」に、「一・二〇五四五五」を「一・二〇七二七三」に、「七十二万二千二百四十円」を「七十二万三千五百七十円」に改め、同条第五項中「一」を「一・〇〇一八四一」に、「〇・九九八一五八」を「一」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一四九」を「四・一五七」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第三条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八〇五」を「八・八一五」に、「八・二九四」を「八・三〇四」に、「七・八一〇」を「七・八一九」に、「七・三五〇」を「七・三五九」に、「六・五一〇」を「六・五一八」に、「五・三八九」を「五・三九六」に、「四・四四六」を「四・四五二」に、「四・四四一」を「四・四五七」に、「四・一四九」を「四・一五七」に、「三・八九三」を「三・九〇四」に、「三・六三四」を「三・六三八」に、「三・三九二」を「三・四〇二」に、「三・一六七」を「三・一七六」に、「二・九四六」を「二・九五〇」に、「二・七四〇」を「二・七四四」に、「二・五四五」を「二・五四九」に、「二・三六一」を「二・三六四」に、「二・一八五」を「二・一八九」に、「二・〇一九」を「二・〇二二」に、「一・八六二」を「一・八六五」に、「一・七一三」を「一・七一五」に、「一・五七一」を「一・五七四」に、「一・四三七」を「一・四四〇」に、「一・三一〇」を「一・三一三」に、「一・一九〇」を「一・一九二」に、「一・〇七六」を「一・〇七八」に、「〇・九六七」を「〇・九六九」に、「〇・八六九」を「〇・八七五」に、「〇・七六八」を「〇・七七五」に、「〇・六七五」を「〇・六七七」に、「〇・五八八」を「〇・五九〇」に、「〇・五〇五」を「〇・五〇七」に、「〇・四二七」を「〇・四二八」に、「〇・三五二」を「〇・三五四」に、「〇・三〇〇」を「〇・三〇二」に、「〇・二五〇」を「〇・二五二」に、「〇・二〇二」を「〇・二〇四」に、「〇・一五六」を「〇・一五七」に、「〇・一三九」を「〇・一四〇」に、「〇・一二三」を「〇・一二四」に、「〇・一〇三」を「〇・一〇五」に、「〇・〇八五」を「〇・〇八六」に、「〇・〇六九」を「〇・〇七〇」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五五」に、「〇・〇四二」を「〇・〇四三」に、「〇・〇二九」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇〇八」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改める。